

議案第8号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に関する事務手数料が変更されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務の部 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表6 消防法第11条の2 第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2 第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務の部 1 消防法第11条の2 第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表7 消防法第14条の3 第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務の部 消防法第14条の3 第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を

「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	区分	金額	手数料を徴収する事務	区分	金額
1（略）	（略）	（略）	1（略）	（略）	（略）
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1（略）	イ～ホ（略）	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1（略）	イ～ホ（略）
	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ・ロ（略） ハ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u> ニ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮		イ・ロ（略） ハ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u> ニ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮	

改正後		改正前	
	<p>き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,070,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリッ</p>		<p>き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリッ</p>

改正後			改正前		
		<p>トル以上50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,200,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯 蔵最大数量が 50,000キロリッ トル以上100,00 0キロリットル 未満の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>1,520,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,000キロリ ットル以上200, 000キロリット ル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,780,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,000キロリ ットル以上300, 000キロリット ル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>4,070,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯</p>			<p>トル以上50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,120,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯 蔵最大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,00 0 キロリットル 未満の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>1,420,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,000キロリ ットル以上200, 000キロリット ル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯 蔵最大数量が 200,000キロリ ットル以上300, 000キロリット ル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,880,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯</p>

改正後			改正前		
		<p>蔵最大数量が 300,000キロリ ットル以上400, 000キロリット ル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>5,340,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所 <u>6,490,000円</u></p> <p>ホ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 の設置の許可の申 請に係る審査 次 に掲げる浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000キロリッ</p>			<p>蔵最大数量が 300,000キロリ ットル以上400, 000キロリット ル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>5,100,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所 <u>6,290,000円</u></p> <p>ホ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 の設置の許可の申 請に係る審査 次 に掲げる浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000キロリッ</p>

改正後			改正前		
		<p>トル以上5,000 キロリットル未 満の浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯 蔵最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満の浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯 蔵最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満の浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u></p>			<p>トル以上5,000 キロリットル未 満の浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,130,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯 蔵最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満の浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,340,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯 蔵最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満の浮き屋根式 特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,500,000円</u></p>



改正後			改正前		
		<p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び</p>			<p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,830,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,140,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び</p>

改正後			改正前		
		<p>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,550,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>5,820,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>7,070,000円</u></p> <p>へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分</p>			<p>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,350,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>5,570,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>6,770,000円</u></p> <p>へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分</p>

改正後			改正前		
		<p>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000円</u></p> <p>ト～ヲ (略)</p>			<p>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000円</u></p> <p>ト～ヲ (略)</p>
	3 (略)	イ～ハ (略)		3 (略)	イ～ハ (略)
3 (略)	1 (略)	(略)	3 (略)	1 (略)	(略)
	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)
	3 (略)	(略)		3 (略)	(略)
4 (略)	1 (略)	(略)	4 (略)	1 (略)	(略)

改正後			改正前		
	2 (略)	イ・ロ (略)		2 (略)	イ・ロ (略)
	3 (略)	(略)		3 (略)	(略)
	4 (略)	(略)		4 (略)	(略)
	5 (略)	イ・ロ (略)		5 (略)	イ・ロ (略)
	6 (略)	(略)		6 (略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)
6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ・ロ (略) ハ 基礎・地盤検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000円</u>	6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ・ロ (略) ハ 基礎・地盤検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000円</u>

改正後			改正前		
		<p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>730,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,090,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋</p>			<p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋</p>

改正後			改正前		
		<p>外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,900,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,120,000円</u></p> <p>ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>530,000円</u></p>			<p>外タンク貯蔵所 <u>1,600,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,820,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,030,000円</u></p> <p>ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>490,000円</u></p>

改正後			改正前		
		<p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>680,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,030,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋</p>			<p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>630,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,310,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋</p>

改正後			改正前		
		<p>外タンク貯蔵所  <u>1,780,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>3,430,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,190,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,800,000円</u></p> <p>ホ 岩盤タンク検査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>			<p>外タンク貯蔵所  <u>1,720,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>3,320,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,060,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,650,000円</u></p> <p>ホ 岩盤タンク検査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>



改正後			改正前		
		<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u></p>			<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
	2 (略)	イ～ホ (略)		2 (略)	イ～ホ (略)
7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定め	7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定め

改正前		改正後	
	<p>る金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の</p>		<p>る金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の</p>

改正前		改正後	
	<p>特定屋外タンク 貯蔵所 <u>1,020,000</u> 円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,300,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,150,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,870,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル</p>		<p>特定屋外タンク 貯蔵所 <u>960,000</u> 円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル</p>

改正前		改正後	
	<p>ル以上の特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,460,000円</u></p> <p>ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>2,690,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>3,230,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリッ</p>		<p>ル以上の特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,170,000円</u></p> <p>ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>2,660,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  <u>3,190,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリッ</p>

改正前			改正後		
		トル以上の特定 屋外タンク貯蔵 所 <u>4,830,000円</u> ハ (略)			トル以上の特定 屋外タンク貯蔵 所 <u>4,790,000円</u> ハ (略)